

# 第一百二十五回 参議院国会等の移転に関する特別委員会会議録第一号

平成四年十二月八日(火曜日)  
午後二時開会

委員の異動

十二月七日

辞任

志苦

裕君

補欠選任

会田

長栄君

出席者は左のとおり。

委員長

井上 孝君

理事

会田 長栄君

伊藤 博行君

最高裁判所長官代理者  
最高裁判所事務  
総局総務局長 上田 豊三君

集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めようとするものであります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

本日の会議に付した案件

○国会等の移転に関する法律案(衆議院提出)  
○継続調査要求に関する件

○委員長(井上孝君)　ただいまから国会等の移転に関する特別委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

昨七日、志苦裕君が委員を辞任され、その補欠として会田長栄君が選任されました。

○委員長(井上孝君)　国会等の移転に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員山口鶴男君から趣旨説明を聴取いたします。山口君。

○衆議院議員(山口鶴男君)　ただいま議題となりました国会等の移転に関する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、国民のためない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない経済的繁榮を遂げてまいりました。

しかしながら、我が国の現状を見ると、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っております。

本法律案は、このような状況にかんがみ、一極

内閣官房内閣安全部長	内閣官房内閣審議室長	内閣官房内閣審議室長
内閣官房内閣安全保全室長	内閣官房内閣安全保全室長	内閣官房内閣安全保全室長
内閣官房内閣安全保全室長	内閣官房内閣安全保全室長	内閣官房内閣安全保全室長
内閣法制局第二部長	内閣法制局第二部長	内閣法制局第二部長
総務省行政管理局長	総務省行政管理局長	総務省行政管理局長
総務省行政監察局長	総務省行政監察局長	総務省行政監察局長
国土厅長官官房長	国土厅長官官房長	国土厅長官官房長
国土厅計画・調整局長	国土厅計画・調整局長	国土厅計画・調整局長
国土厅大都市圏整備局長	国土厅大都市圏整備局長	国土厅大都市圏整備局長
国土厅地方振興局長	国土厅地方振興局長	国土厅地方振興局長
大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長
運輸政務次官	運輸政務次官	運輸政務次官
運輸省鉄道局長	運輸省鉄道局長	運輸省鉄道局長
気象庁長官	気象庁長官	気象庁長官
郵政省通信政策局長	郵政省通信政策局長	郵政省通信政策局長
建設大臣官房総務審議官	建設大臣官房総務審議官	建設大臣官房総務審議官
建設省住宅局長	建設省住宅局長	建設省住宅局長
自治大臣官房総務審議官	自治大臣官房総務審議官	自治大臣官房総務審議官
自治省行政局公務員部長	自治省行政局公務員部長	自治省行政局公務員部長
吉田 弘正君	吉田 弘正君	吉田 弘正君
衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
建設大臣	建設大臣	建設大臣
自治大臣	自治大臣	自治大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
(國土長官)	(國土長官)	(國土長官)
東家 嘉幸君	東家 嘉幸君	東家 嘉幸君
平田 西田	平田 西田	平田 西田
米男君	米男君	米男君
山崎 拓君	山崎 拓君	山崎 拓君
塩川正十郎君	塩川正十郎君	塩川正十郎君
宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君
鳥居 一雄君	鳥居 一雄君	鳥居 一雄君
佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
新田 尚君	新田 尚君	新田 尚君
松野 春樹君	松野 春樹君	松野 春樹君
市川 一朗君	市川 一朗君	市川 一朗君
三井 康壽君	三井 康壽君	三井 康壽君
遠藤 実君	遠藤 実君	遠藤 実君
紀内 隆宏君	紀内 隆宏君	紀内 隆宏君
石川 嘉延君	石川 嘉延君	石川 嘉延君
吉田 弘正君	吉田 弘正君	吉田 弘正君

第四に、移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議するための機関として総理府に国会等移転調査会を設置することとし、その組織、運営等について必要な規定を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井上孝君)　これより質疑に入ります。

○会田長栄君　社会党の会田であります。端的に質問を申し上げたいと思います。

第一に、発議者の山口衆議院議員にまずお尋ねしたいと思いますが、それは、平成二年の十一月

七日、衆議院、参議院で国会等の移転に関する決議が上げられています。そして、この決議が上げられて二年経過いたしました。特に、この決議を上げられたときに、総理から、政府においては決議の趣旨を体してその実現に向けて努力するあります。そこで発議者にお伺いするわけであります  
すが、このような国会決議がなされている、政府がこの間努力されている、そして国会等の移転に関する法律案を議員立法で提案されたことにつきまして、その所感といいましょうか、それをひと  
つ聞かせていただきたい、こう思います。

努力するというのは当たり前だという話を聞きました。  
しかし、なかなかそれが思うように前に進まないから今度発議者がそろってこういう法律案を提起したと、このように解してよろしくうございます。  
○衆議院議員（山口鶴男君） 結構です。

○会田長栄君 私は、国土庁は五十二年以來第三  
次全國総合開発の中でも多くの議論をされてきてお  
りますが、この問題を抜きにして今度の法案を審  
議していくことについては、いさきかがやつ  
ぱり気持の上で責任があるのではないかと思ふ  
から今お尋ねしたわけであります。

問題は、我が国の政治そのものが高度経済成長策  
政策というものを余りにも取り続けたところに問  
題があるし、その政策と同時に、單に人口が集  
まってきただけではなくて、結果的これは教育も

いというようかが方向にはばかり要綱の中にもとつたわれておりますことでござりますし、特にまた今お尋ねのよな中に多極分散型国土形成法というものがござりますから、この法律に基づいて海部内閣、宮澤内閣においても国の行政機関等の東京湾区部からの移転の推進に努めているところでござりますし、そうしたいろんな弊害を生み出した問題等については、これから問題としてさらに実施していくかねばならないことが今回のまた一つの移転の問題であろうと思つております。

実施状況については、ひとつ政府委員の方から御回答をさせていただきたいと思います。

○衆議院議員（山口健男君） 私どもは 国会決議案といふものは大変重たいものというふうに認識をいたしております。

過度に集中したことにより」と  
申されております。その中では、「人口の過密、物  
価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時におけ  
る危険の増大等の問題が深刻化」しているとまで

的にも文化的にも経済的にも産業的にも、すべて東京に政治的に集約されてきたというところに私はあるんだろうと思っているんですよ。だから、

○政府委員(内藤勲君)　ただいまの大臣のお答えに従いまして、東京の行政機関の移転の実情の詳くわかと思いますので、私から答弁させていただきます。

は、九割以上の議員が賛成しませんと国会決議は実現をいたしません。したがって、むしろ国会決議は法律よりも重たいという認識で今日まで私どもはおるわけであります。

したがつて、その重要な国会決議でありますから、私たちはこの国会決議を実施に移すために鋭意努力する責任があるというつもりで今日まで対

説明されております。二つ目は、「一方で、地方方に於ける過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じる」と指摘してあります。

よって、この法律案の中で今後の検討指針として幾つか出されておりますから、それに関連いたしまして、三点、国土庁長官に御質問いたしました。

検討指針の中に表明されている中身で、実際東京はこのままでは大変なことになるということで国会等の移転等を中心として新たな都市づくりを提起したんだと思っているわけであります。今日の状況を踏まえますと、東京だけじゃないんですね。東京圏、近畿圏、中部圏、すべて全国的に、過去で言えば六大都市を中心としてこのような政策が進もうとしてきたところに都市の人口過

多種分散型国土形成法に基づきまして、行政機関の地方移転というものを進めております。昭和六十三年七月に閣議決定いたしました七十九機関十一部隊の國の行政機関の移転につきましては、現時点ではどうかと申しますと、四つの機関が本転を完了しております。そして、大宮、与野、埼玉県和地區などいろいろところで地方支分部局の十六機関

処いたしてまいりました。

ただ、二十一世紀に向かっての世紀の大事業でござりますので、各面の合意を得るべく努力することが必要だと思いまして、今まで各有識者の方々の御意見をよくする同いする着手を踏みました。

その一  
「は 東方閣」とかのことをねどもしてお  
发展させてしまった要因というの、実は私  
は、大きく言って政治にも大方の責任がある。  
う見てるんです。そういう意味からいいます  
と、なぜ東京が今日のような現状になってしま  
た。

密の問題と地方の過疎問題が出てきたわけですですね。だから、そういう意味では単なる産業・経済政策のツケがここに来ているんですねというだけではないと私は思っているんですよ。教育、文化の面

について移転するということで、今年度用地取得着手する予定でござります。その他十機関十一部隊等が用地取得 施設整備等に着手するなど着実に推進してきたところでござります。

方への御意見を以てお仕しでござります。それで、そして今回議員立法という形で提案をさせていただきました。できれば全会派による委員長提案案という形にしたかったのですが、残念ながら共産党さんの御理解を得られませんでした。ですから、自民党、社会党、公明党、民社党、四党の共同提案という形で、議員提案の形で提出させていただいた次第でございます。

たのかといふことについて、国土庁長官といったましてどのように見解をお持ちか、まず聞かせていただきたい。

○国務大臣(東家嘉幸君) 昭和五十年代後半から、東京圏への諸機能の集中と人口の集中は、国際化の急速な進展に伴う東京の世界都市としての役割が高まつてしまりまして、ソフト化、サービス化など、多方面で東京圏の都市機能が発展するものと見ております。

で言えばすべて大都市中心に集中させる。こういふうるものも当然かかわってきているわけでありますから、その点のことについて産業経済政策だけではなくて、その他の政策も含めて今日の東京圏をつくつていつしまったんだといふような意味を含めまして、その点で長官の所感をひとつ聞かせてください。

さらに、政府機関の移転等につきましては、昨年十月政府部内におきまして、国の機関について原則として平成四年度中に具体的な移転計画を策定すること、特殊法人につきましても国の機関に準じて移転計画の策定を要請すること等を申し合せたところでございまして、これらを踏まえてへ後とも移転の推進を図つてまいりたいと思っております。

私たちとしましては、この法律が施行後速やかに世紀の大事業が推進されますことを心から期待いたします。

このように、経済的効率性を求める動きが東京への一極集中の大きな要因になつたんではなかつたかと思ひます。政治、行政機能の東京への集積化といつて我が国の産業構造の変化は、なかなかと認識いたしております。

をかいづまんで申し上げることもなかなか難しい問題があろうと思ひます。

しかし、今日日本が経済大国となり、そしてまた地方も含めての豊かな国づくりをせねばならぬ

○会田長栄君 それでは、二つ目の問題でありま  
す。 行財政改革の声が出されてから久しい。そ  
で、各省庁の公的機関の地方移転の計画と実行

いうのはどうなつてますか、端的に国土庁長官にお答えいただきます。例えば海部内閣時代、宮澤内閣時代、この二つのポイントに絞って教えていただければ幸いです。

着実に動かないわ、結果的には東京都圏に施設といふものをますます増大させていくんではなかろうかという気持ちもあるものだから、ここを確かめておくんです。

して提起しているわけですから、提起して何年目に入りますか。これ、まず一つ。

二つ目は、この間、国土庁といたしましてはどんな努力をされてきたか。これは、要点だけ結

置づけています。第二章で、九項目が検討指針として第三条から第十一条までに示されています。これに関連をしてお伺いいたしますが、一つは、検討指針の九項目を考えると、まず第一は国

○國務大臣（東家嘉幸君）　先ほどお答えいたしましたように、昭和六十三年に施行された多種分散型国土形成法に基づき、海部、宮澤内閣において行政機関の東京区部からの移転等の推進には今日まで鋭意努めてましっているわけでござりますから、ただいま実施の状況については政府委員から答弁したような状況で進んでいると心得ております。

第三点、お伺いします。

この法律案が成立いたしますと、これは専門的に調査をして、その結論を出して、よいよ具体的な方針が出てくるんだろう、こう思いますが、この調査会の活動報告書というのは何年をめどにしてまとめてもらいたいと山口衆議院議員は思つていらっしゃるんですか。

構でありますから教えてもらいたい。  
それから、第三点。この間、この首都機能の移転問題に関連をして、国土庁を初め関係者の皆さまから、調査や研究報告書というものが大変出ていますね。どんなものか一体出されているか、項目だけでもいいから聞かせてください。

○政府委員(内藤勲君) 首都機能の移転問題については、先生御指摘のとおり、昭和五十二年に一回、つづいて二回、三月に三回、四月に二回、五月に三回、六月に二回、七月に二回、八月に二回、九月に二回、十月に二回、十一月に二回、十二月に二回、年次合計で二十四回ございました。

市としての東京都をまずつくると、国会等の移転先の新都市と東京との機能面での連携の確保を図ると今度はつけ加えて います。

そこで、新都市ということにかかわってくるわけでありますけれども、第七条で、まず一つは災害に対する安全性、地形の良好性、三つ目に水の供給の安定性、四つ目に交通の利便性、五つ目に

金田栄作 しゃくわかれじますべ  
「 」  
というは、私例を言いますが、例えはこうい  
う行政改革で、公的機関、研究機関含めまして  
地方に移転しようという方針を掲げて今日まで來  
た。しかし、現実に一例を示せば、例えは文部省  
としましょうか。東京都の北区に西が丘競技場と  
いうのがあるんです。そこにスポーツ科学セン  
ターといふのを新しくつくったでしょ。事実な  
んですよ、これ。それは何かといふと、東京都民  
が西が丘競技場で一般的に活用されるところの競  
技場に、一部利用して、活用して新しいこうい  
機關をついた。これは不思議なんですよ。本来  
あれば地方に行くはずなんです。ところが實際  
には、具体的に一つ一つの問題になりますと、こ

よりは、地方制度調査会あるいは行政審議会等、地方分権といいますか地方主権と申しますか地方への権限移譲と申しますか、そういうことについて随分提案もしているし提起もしているわけですが、さっぱり進んでいない。また、御指摘のような閣議決定も十分実行されない。結局、地方分権といふものは、少しド拉斯チックな方法でないとなかなかこれは進まないんじやないか。そういうこととも考えまして、私どもとすればやはり国会等の移転、司法、立法、行政、三権の中核を東京圈から移転する。そして法案の中に、この検討に当たつては、地方分権、地方への権限移譲、行財政改革、これとの的確に関連づけるようにすることといふことも特に第四条にうたいました。

構でありますから教えてもらいたい。

それから、第三点。この問、この首都機能の移転問題に関連をして、国土庁を初め関係者の皆さまから、調査や研究報告書というものが大変出ていますね。どんなものが一体出されているか、項目だけでもいいから聞かせてください。

○政府委員(内藤勲君) 首都機能の移転問題につきましては、先生御指摘のとおり、昭和五十二年十一月のいわゆる三全総ということで国土政策上の重要な課題として提起されたわけですが、昭和五十二年でございますからそれ以降十五年たつているということになります。

それ以降、国土庁において首都機能の移転に関するどういう作業をしてきたかということでございますが、各種の関連調査を実施してまいりましたが、その成果という形では、首都改造計画といふものがございましたし、第四次首都圏基本計画などの策定ということもありましたし、先ほど来話題になっております多極分散型国土形成促進法の制定、そういうような成果もあったわけございます。

それから、その間どういう調査物などが出たか

市としての東京都をまずつくると、国会等の移転先の新都市と東京との機能面での連携の確保を図ると今度はつけ加えています。

そこで、新都市ということにかかわってくるわけでありますけれども、第七条で、まず一つは災害に対する安全性、地形の良好性、三つ目に水の供給の安定性、四つ目に交通の利便性、五つ目に土地取得の容易性と、移転先の新都市はこういう条件の中でつくられるということがおおよそ出ています。

この五つを考えるなら、災害に対する安全性といつたら災害のないところと、こういうことにななつちやうんですね。地震のないところ、洪水のないところなど。あるいは地形の良好性となつたら、この良好性というのは何を指すのかというのはなかなか難しいけれども、山あり谷あり平地あり丘ありと、いろいろなのが地形良好なのかどうか。あるいは水の供給といつたら、既に東京圏を中心としても水は夏はいつも不足。これは東京圏から離れる。交通の利便性といつたら、これは建設省に後ほどお伺いいたしますけれども、東京

ではやっぱり東京でなきやだめですと言つて無理してつくるんです。

だから、こういうことを考えますと、具体的にそれは海部内閣時代にはこういう方針を出してこ  
ういう実行をしてきて今日その成果が上がつて  
いるとか、官憲内閣のときにはこういう計画をして  
地方にこういう移転したとか、こういうものが私  
は大事になつてくるのではないかと思つて二番目  
に聞いたんですよ。せつかく各党の発議者によつ  
てこの法律案が提起されて国会でこの法律が決ま  
るというわけですから、成立するというわけであ  
りますから。そういうことを考えると、国会決議  
は上げたわ、法案はできたわ、一つもこのことによ

結局、なかなか御指摘の点が進んでいかない。そのために、この際国会等の移転という世紀の大事業をやることによって、今申し上げたような点を推進してまいりたいという願いも込めてこの法律は提案をいたしたということで御理解いただきたいたいと思います。

○会長榮君 次に、首都機能の移転問題については、昭和五十二年に決定した第三次全国総合開発計画において、首都機能の再配置を国土総合開発政策上の重要課題として提起していますね。これに関連をして三点お伺いいたします。

第一点は、昭和五十二年ですから、ここで首都機能の再配置を国土総合開発政策上の重要課題と

そういうことですが、昭和五十八年に、首都機能移転再配置構想調査、概査ということなんですか、そういういた調査物を出しました。ごく最近では、国土庁長官主催の首都機能移転問題に関する懇談会といいうものができまして、その取りまとめが本年六月にまとまりましたし、内閣総理大臣が主催する首都機能移転問題を考える有識者会議というものがございましたが、この取りまとめも本年七月にまとめられたところでございます。

以上のようなことが主なことだと思います。

○会田長栄君 次に、この法案が成立します。國の責務というものを第一章第一条で明確にしていきます。第二条は定義で、多層分段型国土形成と立

〇衆議院本議場（西田司官）お答えをいたします。  
と新都市の間というものは連携を密にしなきゃだめだ、こういうことであります。土地の取得の容易性、これを言つたら、とにかく土地の高いところはだめ。安いところといつたら何だ。大半が国有地、こういうことになつていくんでしょう。  
私が考えてみてもこういうことが考へられるんです。東京圏からこういう良好な地域をこれから調査してまとめるということになつてているんだけれども、一体東京からどのぐらい離ればこういい良好な土地がおありでしようか。これはちょっと所感だけでいいですから発議者にお聞きしたいと所感だけでいいですから発議者にお聞きしたいです。

既に委員も御存じのとおりでございまして、国土庁におきましては、八十島懇談会というものをかなりな期間を通じて回数を重ねてあらゆる検討をされて、いわばこの法律案のたたき台的な指摘を受けておるわけでございます。その中で、今御質問になりました東京から一体どのくらい離れるんだということにつきましては、東京圏から六十キロ圏外、ここを一応想定できるのではないか、こういうことが言われておるわけであります。しかし、御質問は各般にわたって御指摘がござ

いましたが、この位置の選定というものは極めて重要かつ大事なことでございますので、今回この法律ができ上がりましたら、専門的な立場から、また大所高所からぞれぞれの方に御調査研究をしていただきまして、そしてその移転先地が二十二

○会田長栄君 私も本日提案されているこの法案には趣旨を含めて賛成でありますから改めてここでお聞きするわけですけれども、当然こういう法案が成立いたしますと、私は先導的に国際諸策策定というのを出てこなきやいけない。それは平成五年から出るか六年から出るか七年から出るかわからませんけれども、先導的に政策が出ない限りは

の問題というのはまた検討だけに終わってしまらぬ、というような気持ちになるから、ここで建設大臣にお尋ねいたします。

当然、交通、通信、その他を含めまして、国の政策が先導的に実行されなければこれは成り立たない、こう思われるんですけれども、新首都の建設に際し、建設省は所管の基盤整備をどのようにおこなうか、今後進めていこうとしているのか、この点の所見を承りたいと思います。

国会等の移転先が決まりました場合には、国土庁の首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめの中で、国会等の移転先にふさわしい新都市像が掲げられています。五点ございまして、一点は全国民に開かれた文化創造的都市、二点は開かれた国際都市、三点は美しく快適な都市、四点は居住環境の良好な都市、五点は高度科学技術を生みましてはまさに建設省が果たすべき重要な役割であると考えておるところでございます。

具体には、本法案の国会における審議、法案成立により設置される国会等移転調査会における検討状況等を踏まえまして、的確に対処してまいりたいと考えます。

○会田長栄君 次にお伺いしたいのは、自治大臣、東京一極集中を排して均衡ある国土発展を目指すというような方針を今掲げて取り組まれているわけですが、これとあわせて、非常に大事な問題として地方分権、この問題が同時に提起されております。この地方分権の推進に当たつて、今自治省がどのような具体的な見通しを持つて取り組まれているかということについて所感をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(塙川正十郎君) 地方分権制度につきましては、行革審からの答申がございましたことを受けまして、きょうの閣議で地方分権制度についての政府の方針を決定したところでございますが、この推進を積極的に進めていくということとともに、政府の中に推進本部をつくりまして、総理大臣みずから本部長に就任していただきたい、こと等で強力にこの推進方を図っていただきたい、こういう方針であります。

○会田長栄君 最後にになりますが、一つは、今度の法案で示されている中身と関連をいたしまして、外国の首都圏の移転についてうまくいった例、これはなかなか言い方は難しいんだけれど

国会等の移転先が決まりました場合には、国土庁の首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめの中、国会等の移転先にふさわしい新都市像が掲げられています。五点ございまして、一点は全国民に開かれた文化創造的都市、二点は開かれた国際都市、三点は美しく快適な都市、四点は居住環境の良好な都市、五点は高度科学技術を生かした都市とされているところでございます。このような都市像にふさわしい整備を計画的に進めていくことが重要でございます、その点に関してはまさに建設省が果たすべき重要な役割であると考えておるところでございます。

具体には、本法案の国会における審議、法案成立により設置される国会等移転調査会における検討状況等を踏まえまして、的確に対処してまいりたいと考えます。

○会田長栄君 次にお伺いしたいのは、自治大臣、東京一極集中を排して均衡ある国土発展を目指すというような方針を今掲げて取り組まれているわけありますが、これとあわせて、非常に大事な問題として地方分権、この問題が同時に提起されております。この地方分権の推進に当たつて、今自治省がどのような具体的な見通しを持つて取り組まれているかということについて所感を伺いたいと思います。

○政府委員(内藤勲君) 先生の御質問の中にもございましたように、外国での首都機能移転の例はかなりあるわけですが、うまくいった例とか、まあまあの例、失敗した例というのを私の方からうだと言うのはなかなか難しいわけでございまして、それぞれの国の事情を踏まえて判断せざるを得ないと思います。

よく話題に出る例で申し上げますと、これはうまくいったとかそういうことは直接関係ないかもしれません、首都移転が大変な時間のかかる大事業であると、そういう意味で申し上げるんですが、オーストラリアのキャンベラの例を見ますと、一九〇〇年に連邦憲法で新首都の建設を宣言しておりますが、実際に議事堂が移り議会が開催されたのは二十七年後の一九二七年でございましたし、ブразилиアの例を見ますと、一八九一年、連邦共和国発足に際し新首都建設が憲法で規定されたわけですが、移転完了式典、一応移転完了したのが一九六〇年、六十九年を要したということがございます。

そういうことで、世紀の大事業ということであろうかと思います。

以上です。

○会田長栄君 まさしくこの問題は、国土庁が全國総合開発の中でも提起しているとおり、五十二年以来、ここまで議論で十五年かかっているわけです。したがって、これは日本にとって世紀の大事業でございます。答弁では、計画どおりいったのはうまくいったと言ふんですよ。計画どおりいかないのは失敗。まあ七、八割、大体計画どおりでなかつたのかなというのはまあまあなんですよ。

そう考えてみれば、特に私は一つの例としてドイツの例が出てくるんだろうと期待しましたよ。ドイツの例というのはまことに特徴があります。都市づくりに特徴があるんですね。そして、

○政府委員(内藤勲君) 先生の御質問の中にもございましたように、外国での首都機能移転の例はかなりあるわけですが、うまくいった例とか、まあまあの例、失敗した例というのを私の方からこうだと言うのはなかなか難しいわけでございまして、それぞれの国の事情を踏まえて判断せざるを得ないと思います。

よく話題に出る例で申し上げますと、これはうまくいったとかそういうことは直接関係ないかもしれません、首都移転が大変な時間のかかる大事業であると、そういう意味で申し上げるんですが、オーストラリアのキャンベラの例を見ますと、一九〇〇年に連邦憲法で新首都の建設を宣言しておりますが、実際に議事堂が移り議会が開催されたのは二十七年後の一九二七年でございましたし、ただし、ブランジリアの例を見ますと、一八九一年、連邦共和国発足に際し新首都建設が憲法で規定されたわけですが、移転完了式典、一応移転完了したのが一九六〇年、六十九年を要したということをございます。

そういったことで、世紀の大事業ということでありますかと思ひます。

以上です。

う意味で成りした例だと、これまでおどりきり実施というものは、非常に大事にしなきゃいけない。同時に、地方の活性化につながるような基盤づくりといふものもやつていかなきゃいけない。こういうことでありますから、当然私は先導的政策の実施というものは、均衡ある国土発展と言つていいんですから、そういう意味ではその中心点をなすものは交通体系であり通信体系であり、なあかつ災害時における問題等があつてくるんだであろう。

最後になりますが、私が一番心配しているのは、東京圏のように発展してしまった都市一本当たり正十五年のような関東大震災のようなことがあつたらどうするのか。科学技術庁から言わせれば当分心配ないと、こういうような意見を聞いているようであります。こればかりはそれだけを信ずるわけにはいかない。そういう意味から考えますと、大事業でありますけれども、具体的にこの法案に基づいて調査会が一定のプログラムを設定して、こういう第七条の五つの条件、第二章に示されている九項目に速やかにおこたえができるようにしていかなければいけない、こう思つてゐる一人でありますから、どうぞ法案成立後は精力的にひとつ頑張つてほしいということを申し上げて、私の質問を終ります。

○中川嘉美君 国会等の移転の第一目的、これは言うまでもなく東京一極集中の中止と多種分散型国土形成に資する、こういうことでありますが、国会等の移転の論議に入ります前に東京一極集中の原因、それからメリット、デメリット、これらについて明確にしておく必要があるんではないか、このように思うわけです。

そこで、まず、東京一極集中が進んだ原因についてどう考えておられるのか。次に、一極集中に伴う経済的メリットについて政府はどう評価しておられるか。また、一極集中に伴うデメリットはどのような点があるのか。何が一番問題となつているのか。簡単で結構ですから、御説明をいただ

きたいと思います。

○政府委員(鈴谷真平君) お答え申し上げます。

東京圏への一極集中の原因といたことでござりますが、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、やはり昭和五十年代後半から東京の世界都市としての役割が増大してきたこと、あるいは我が国産業構造のソフト化、サービス化が進んだこと、そういうことが中心的な原因であったかと思つておりますが、一方、政治、行政機能の集積といふことも一つの要因であつたろう、このよう考へております。

それから、東京一極集中のメリット、デメリットといふことでござりますけれども、メリットと言つてよろしいかどうかなかなか難しいところでございますけれどもやはり一ヵ所に集中をする、集積をするということによりまして、集積の利益といいますか、経済的効率性が追求されたということは一つの事実であるうかと思つております。

ただ一方、その反面といたしまして、人口あるいは政治、経済、文化、諸機能が東京圏に一極集中をすると、いわゆる「東京病」といたしまして、デメリットでござりますけれども、住宅問題、土地問題の深刻化、遠距離通勤の増大、そういう生活環境の悪化といふことが東京圏において生じているということでございます。その反面、地方圏におきましては、経済的困難性の増大、活力の低下、こいつたことが生じているかと思います。それから、さらにもう一つつけ加えさせていただきますならば、大規模地震等災害が生じました場合には、東京圏におきまして人命、財産、大きな被災を生ずるということに加えまして、東京圏に日本全体の中核機能あるいは世界都市機能といつたものが集まつてきていたりするため、日本の経済社会あるいは世界全体に対しても影響を及ぼす、こういうことが懸念されているということではないかと思つております。

○中川嘉美君 首都機能移転の必要性あるいは効果といった角度から二、三伺つてみたいと思いま

すが、一極集中に伴うデメリットを克服するため

に首都機能の移転は絶対に必要であるのか、他の多極分散政策を強力に推進するということでは不十分なのか、この辺もひとつ国土庁の御意見を聞いておきたいと思います。

○政府委員(鈴谷真平君) お答え申し上げます。

一極集中を是正いたしまして多極分散型国土を形成するということは国土政策の基本ございまして、政府といたしましても、四全総に基づきまして、地域主導による活力ある地域づくりといふことを基本といたしまして地方の拠点都市の整備、あるいはテクノポリス法、頭脳立地法等に基づきます地方の産業の高度化、あるいは全国一日交通圏の構築を目指しました高速交通体系の整備、こういったことを進めてきたところでござります。

こういった施策が多極分散型国土をつくっていく基本であろうと思っておりますけれども、これに加えまして、政治、行政の分野におきます対応といたしまして、国会等の移転といふことが図られますれば東京一極集中の是正にさらに資する、

こういうことになるのではないかと思つてお

ります。

○中川嘉美君 御答弁は承りましたけれども、首

都機能移転の効果ですが、首都機能移転問題に関する懇談会、ここで試算したところによります

と、移転に伴う総人口、これは最大限六十万人、

このようになつてゐるわけですが、現在の東京圏の三千万人の人口に比べますと、ごくわずかな効果しかないんじゃないかというふうにも言われて

いるわけです。この点はいかがですか。

○政府委員(内藤勲君) ただいま御指摘いただき

ましたように、懇談会の取りまとめでは移転人口六十万人といた想定をしてございます。これが東

京の人口を考えますとほんの一部にすぎないんで

はないか、そういう御質問かと思います。

しかしながら、東京の政治、行政機能を経済機

能などから分離して移転することによりまして、

東京中心部の諸機能の吸引力が非常に緩和される

ということになります。ひいては、東京圏への集中圧力の低減が見込まれる、そういう認識を持つておりますので、国会等の移転は多極分散型国土形成のためには非常に重要な効果のある施策だと

考へております。

○中川嘉美君 次に、移転懇の試算によります

と、移転先の施設整備にかかる費用、これは十四兆円というふうになっておりますが、これ以外に

道路、鉄道あるいは空港整備、これらに莫大な費用が必要になるわけです。

また、この移転懇で触れられていない問題として、移転先の都市整備に伴う周辺の環境破壊、こ

ういったものも当然これは考えられる。そのほか

政治、行政機能、さらには経済機能、こういったものは地理的に分離されることによって東京と移

転先との往復に要するコストというものが非常にかかるんではないか。

このような首都移転に伴うさまざまな損失についてはどのように考えておられるか、お答えをい

ただきたい。

○政府委員(内藤勲君) 十四兆円という額はその新しい都市をつくるために必要な経費、それ以外の経費も当然かかるわけでございますが。

新しい都市ができるたときに東京と新都市といふことでロスが出るとか非効率な面が出るんではな

いかということでございますが、新都市との間を

この法律にもござりますように連携をよくすると

いうことで、交通、通信体系には十分配慮する、

全国的なネットワークにも組み込む、そういうこ

とで、新首都機能の移転に伴うロスはできるだけ少なくなるよう効率的な施策を講ずる必要がある

かと思います。

○中川嘉美君 こういった問題は将来的に当然これ

は詰めていかなければなりません。

次に、発議者にちよつと伺いたいと思います

が、本法律によつて国会等移転調査会、これが設

置されることになりますが、その審議事項には移

入つてゐるわけです。そして、その審議結果とい

うものは内閣総理大臣に報告され、国会にも報告されるということになつておりますが、最終的な

移転先と移転時期の決定はどこがどのようにして行うのか、発議者のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(山口鶴男君) 御指摘のように、こ

の法律では検討指針とそれから第十三条におきま

して具体的な検討事項を挙げておりま

います。

○中川嘉美君 御指摘のような移転場所の問題につきましては、調査会において十分どのような基準であるべきかという議論をいたしまして、まさに国民合意を図るような形で決定いたたくことが必要だと

思います。ですから、この点は私どもこの調査会の運営は調査会で決める問題だとは思つております。

それとも、できるだけ国民合意を得るために

も、例えば地方制度調査会がやつておりますよう

な公開でこの調査会の運営はやつていただきたい

ものというふうに期待をいたしております。

そうして、十分な議論をしました上で、具体的には総理大臣に報告がある、国会に報告がある。

そうして、移転場所を決定する法律を当然提案いたしました、国会で決定いただくという手順が必

要なものと考えております。

○中川嘉美君 関連いたしまして同じく発議者に

もう一点だけ伺いますが、今言われましたよう

に、国民全般から幅広く意見を聞くといふことは

最も大事なことだと思いますが、首都移転の影響

を受けるのは東京圏の住民あるいは企業、そして

移転先とその周辺の住民等々ではないかと思いま

す。現に東京都などは首都移転には反対の姿勢を

見せているわけで、独自に東京都民を対象とした世論調査、こういったものを行つてゐるわけです

が、この総理府の行った世論調査とは異なる結果となつてゐるようにも感じるわけです。

そこで、東京都が反対していることについて、

発議者の方としましてはどのようになります感じでお

られるか。また、全般的な国民の賛同が得られて

東京都の方が反対しているという場合どのよう

に対応をされるのか、この辺の感触も伺つておき

たいと思います。

○衆議院議員(西田司君) まず最初に、世論調査

にお触れになつたわけでございます。

私も総理府がやりました調査、それから東京都

がおやりになつた調査、双方を拜見いたしました

が、私が感じましたのは、設問事項とか設問の方

法とかそういうことによつて大分違つてくるな

と。それからもう一つは、東京都という一つの地

域を限定してやるのとそれから全国レベルで調査

をやることではまた違つてくるなど、この

ように思つております。

それから、後段のお話でございますが、先ほど

からそれぞれ御意見が出ておりますように、この

事業といふものは本当に何百年に一度の大事業で

ございます。そのことに対してはいろいろな知恵

やそれからいろいろな構想や計画といふものが生

まれてこなければいけませんが、一番ベースにな

りますのは国民の合意を得るということでござい

ます。そのため特にこの法律案におきまして

も、十八条にとつておりますけれども、調査会の

中でいろいろな資料の提出、意見の開陳、また公

聴会等を開いて広く国民の方々の御意見を伺い、

特に今御指摘になつた東京都との問題につきまし

ても意見を伺いながら御理解していただきような

方向で進めていくべきだ、このように考えており

ます。

○中川嘉美君 國土庁長官にちょっと伺いたいと

思います。

首都移転先の都市については投機的土地区画整備

未然に防止する必要があると思いますが、そのためには現行の國土利用計画法による規制区域の指

定、こういったことが考えられますけれども、現行法によるこの土地対策で万全と考えておられる

のか。場合によつては、新首都やその周辺地域だけに適用する特別立法の制定、こうつたことも必

要ではないかと思いますけれども、これらの点はいかがでしようか、長官に伺いたいと思いま

す。

○國務大臣(東家嘉幸君) 現行の國土利用計画法

の対応としては、監視区域の制度の活用や規制区域制度の活用が考えられております。しかし、地価高騰を防止するためには、現行法の活用もさることながら、やはり何らかの特別立法が必要ではないだろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後調査会で十分検討していただきたいと思うわけでございます。

○中川嘉美君 もう一点だけ関連して伺います。

首都移転先に民間企業の事務所などが進出して

住宅価格とかあるいは家賃そのものを押し上げる

ことのないように企業の業務施設に対する立地規制、こういったものが必要じゃいかと思われま

すが、移転懇では新首都は政治、行政機能に純化

するものとしておりませけれども、果して企業の進出を防止することが可能なかどうか、この辺もちょっとあわせて伺つておきたいと思います。

○國務大臣(東家嘉幸君) 特に投機防止対策につ

いては、やはり新首都における土地対策、國土利

用計画法の現状の制度では不十分ではないだろう

かというような見地から、これもまた特別立法が

必要ではないだろうかというふうに考えておりま

す。

○中川嘉美君 それでは最後に、建設大臣に一点だけ伺いたいと思います。

移転機関の職員とかあるいは関連民間企業の從業員のための住宅確保についてですけれども、こ

れはどうのような対策が考えられるのか。端的に言

えば、六十万人分の住宅を確保することができる

のかどうかというような問題、こういったことに

ついて大臣のお考えをここで伺つておきたいと思

います。

○國務大臣(山崎拓君) ただいま中川委員のお話

のとおり、六十万人の人口を念頭に置いた住宅確

保対策が必要でございます。

現実には、移転先地、移転機関、移転家族等が決定をする段階におきまして必要な住宅数を的確に把握いたしまして、これに対して例えば公務員住宅あるいは公団住宅、民間賃貸住宅、あるいは持ち家のケースもあると思いますが、等々の移転

家族の需要に応じまして供給していく体制を整えたい、そのように考えております。

○中川嘉美君 終わります。

東京一極集中がなぜ起きたのかということを含めまして既に議論がなされておりますから、私は、

いやいけないという立場を持ちながらひとつ質問

をさせていただきたいと思うわけであります。

それで、なぜ一極集中が生じたかということは

先ほどお話を出しているわけでございますが、そこ

でこれは国土長官にお聞きをいたしたいと思

ます。

それぞれ今まで、この一極集中の弊害といふ

ことについて着目をして、この東京の一極集中と

いうものを排除していくといいますか、均衡あ

る国土というものを形成していくかなきやならない

い、こういう観点で三全総、四全総といふものが

作成をされて今日まで来ているわけですね。そこ

が、今日こういう法律案を準備しなければならな

いような事態に立ち至つております。したがつ

て、そういう面で従来の三全総、四全総で均衡あ

る国土の発展というの東京の一極集中を抑制し

ていこうという意図に基づいてやつたにもかかわ

らずこうなつていいというこの原因、この点につ

きまして、まず国土長官の御認識をちょっとお

伺いたいしたいと思います。

○國務大臣(東家嘉幸君) お尋ねのよな東京一極集中の問題については、やはりこれはゆゆしき

問題だと私は考えております。特に今、人口減少

県がまたふえ始めまして、十八にもなつてゐるわ

けでございます。やはり四全総に基づく地域の指

導による活力ある地域づくりに今後重点的に取り

組んでいかねばならないということだと思います。

そういうことで、先ほど自治大臣も申し上げま

してまたこの一極集中をどう是正するかというよ

うな問題等で、例えば閣議で決議されております行

政の移転の問題等着実に実行されているとは思ひますものの、まだまだ具体的な中身に入りますと

いろいろ私もゆきことだと思うこともあるわ

けでございます。

そういう観点から、総合的に、今回のこの首都

四全総で一極集中といふものを排除していくこう

あります。しかし、それが達成されおりません。だから、その原因は一体どうい

うふうとあわせて伺つておきたいと思つております。

○足立良平君 ちょっと長官、まことに申しわけ

ないんですが、今私が申し上げたのは、三全総、

四全総で一極集中といふものを排除していくこう

あります。やはりかなめとなつていかねばならない大きい課題だと思って、今後取り組むべきだと思っており

ます。

○足立良平君 ちょっと長官、まことに申しわけ

ないんですが、今私が申し上げたのは、三全総、

四全総で一極集中といふものを排除していくこう

あります。しかし、それが達成されおりません。だから、その原因は一体どうい

うふうとあわせて伺つておきたいと思つております。

○足立良平君 ちょっと長官、まことに申しわけ

ないんですが、今私が申し上げたのは、三全総、

四全総で一極集中といふものを排除していくこう

かというふうな原因を御説明になつていただわけでござりますが、もう一度、本当の意図したことが達成できなかつたところは一体どこにあるのかということをちょっと端的に教えていただけませんでしょうか。

○国務大臣(東家嘉幸君) なかなかかいづまんでも説明することは難しいことかと思ひますけれども、例えれば地方振興法、百ぐらいあるんだそうですが。だけれども、一定の評価はあります。ざいます。だけれども、一定の評価はあります。ものの、しかしながらその法律に基づく着実なもの、地域の活性化が図られたかということになりますと、やはり我々は反省すべき問題があるということです。今度の拠点地域の整備のことで法案を承認いただいて、そしていよいよ地域の重点的活性化を図ろうというようなことを今準備しているわけござりますから、そういうことも含めて、今度はそうした成果が上がり得るような、各省庁の協調というものがなければそうした法律はできてもやはりなかなか魂が入つてこないと私は思つております。

○足立良平君 よく私もこれから勉強してみたいと思います。

それでは、ちょっと総務庁長官がおいでになりますが、総務庁の方おいでになりますか。ちょっとお聞きをいたしたいと思うんですが、それぞれ各省庁の許認可等の件数、これは数日前でございましたか、マスコミにもちょっとと報道されております。各省庁別には結構でござりますから、大体総計としてここ三年ほどどういうふうな許認可件数というものは推移をしているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府委員(田中一昭君) お答え申し上げます。許認可等の件数でございます。最近発表したもののを先に申し上げたいと思いますが、ことしの三月三十一日現在の許認可等の総数は一万九百四十二件でございまして、前年、つまり平成三年の三月三十一日現在の把握時に比較しまして、廃止が

五十八件、新設が二百八十三件でございまして、差し引き二百二十五件の増加となつております。三年分をお聞きでございますが、平成二年の方をちょっと持つておりますけれども、実は今回は第七回目でございまして、ちょうど昭和六十年の十二月三十一日現在のものがございますので、それでもようございましょうか。

○足立良平君 結構です。

○政府委員(田中一昭君) それで説明させていただきますと、第一回、六十年の十二月三十一日に調べておりますが、一万五十四件でございます。したがいまして、約九百件ばかりふえておるというところでござります。

○足立良平君 国土長官、ちょっとこれは長官の御意見をお聞きいたしたいと思うんです。今、総務庁の方から数字を示していただいたわけであります。同僚委員から、一極集中の原因とは一体どういうことかというと経済の高度化の問題であるとか世界経済化の問題であるとか、いろいろなことをおっしゃっているわけであります。

私もそのとおりだと思います。ただ、そういうふうな状況の中で、さらに例えばそれぞれの大手企業の中でもう東京に移転をしてきておる、あるいは名古屋の中部経済圏の本社も地域企業以外はもうほとんど東京に本社を移している。全国の企業も大体東京に本社を移してきているわけです。

そういうことをもろもろ考えてみると、経済の高度化というものは、一方において各省庁における許認可の問題と大変に密接な関係を持つていて、一極集中というものが漸次ふえてきているというふうに報じられております。各省庁別には結構でござりますから、大体総計としてここ三年ほどどういうふうな許認可件数というものは推移をしているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府委員(田中一昭君) お答え申し上げます。

許認可等の件数でございます。最近発表したもののを先に申し上げたいと思いますが、ことしの三月三十一日現在の許認可等の総数は一万九百四十二件でございまして、前年、つまり平成三年の三月三十一日現在の許認可等の総数は一万九百四十二件でございまして、前年、つまり平成三年の三月三十一日現在の把握時に比較しまして、廃止が

て任に当たっている、また例えば拠点法の法律の中身にいろいろ協議に入るとなかなか、やっぱりそれぞれの立場立場でおっしゃられる、それをちょっと持つておりますけれども、実は今回もようございまして、ちよほど昭和六十年の十二月三十一日現在のものがございますので、それでもようございましょうか。

○足立良平君 結構です。

○政府委員(田中一昭君) それで説明させていただきました。第一回、六十年の十二月三十一日に調べておりますが、一万五十四件でございます。したがいまして、約九百件ばかりふえておるというものは、これはもう本当に今後とも重要なことだと思います。

そういうことで、一つ一つ中身については申し上げにくうございませんけれども、きょう午前中も大阪湾のベイエリアの法律を通過させていただきました。そうした関西は関西としての文化、経済、あらゆる機能は、やはり地方の、地域のそれといったもののは、これはもう本当に今後とも重要なことだと思います。

○足立良平君 これはちょっとと総務庁の方にお聞きたいのですが、同じような質問で、これだけ、大体これは六年ですか七年ですかの間に九百件も許認可、これは土光さんのいわゆる行革臨調があったとかいろんな経過がある中で許認可事項、このほかに実際は行政指導という名でいろんな問題もあるだろうと思いませんけれども、そういうふうにどんどんふえてきている要因といふのは、総務庁としてはどのようにお考えになつていますか。

○足立良平君 これはちょっとと総務庁の方にお聞きたいのですが、同じような質問で、これだけ、大体これは六年ですか七年ですかの間に九百件も許認可、これは土光さんのいわゆる行革臨調があつたとかいろんな経過がある中で許認可事項、このほかに実際は行政指導という名でいろんな問題もあるだろうと思いませんけれども、そういうふうにどんどんふえてきている要因といふのは、総務庁としてはどのようにお考えになつていますか。

○足立良平君 これは確かに、経済が高度化していくおりました行為等を緩和するためのものでございまして、例えば応急手当て充実のための救急救命士の免許等の新設でございます。

そのほか支援助成に伴う新設でございますが、これは中小企業の雇用改善等主として産業の振興とか助成等のためのものでございます。

○足立良平君 これも確かに、経済が高度化していくおりました行為等を緩和するためのものでございまして、例えば応急手当て充実のための救急救命士の免許等の新設でございます。

また、二つ目の規制の緩和に伴う新設、緩和に伴う新設といふと変に思われるかもわかりませんが、従来一般的に禁止しましては制限され等社会的規制の強化のためのものでございます。例えば悪質業者排除のための商品投資販売業の許可等の新設だと、あるいは環境保護のための産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可等の新設でございます。

これら新設の理由を見ますと、一番初めに申し上げた規制の強化に伴う新設のはとんどは、国民の生命、財産の安全の確保とか資源、環境の保護等社会的規制の強化のためのものでございます。

○足立良平君 これが七十一件。それから二つ目でございます。

この内訳を見てみますと、新設された許認可等の内訳でござりますけれども、大きく三つに分け

一つは規制の強化を伴う新設でございまして、これが七十一件。それから二つ目でございます

越えてもうどんどん動いているわけです、そろくなつてくると、権限の移譲といいましても、実際的に現在の都道府県の規模なりあるいは自治体の規模というものが本当にこれでいいのかどうなかという問題が、大変これは難しい問題になつてくる。

大変難しい問題でありますけれども、許認可の問題というものを、行政的なそういうものをきちっと整理していく。そして、一方において、権限というものを地方に移譲しながら国土の均衡ある発展というものを同時に考えていく。そういう観点で考えてみますと、実際的に行政単位というものが今日の経済の実態からすると、あるいは人間の行動の範囲からすると、今日の地方公共団体の規模でいいのだろうかという感じが私はしてならない。そういう面で、これは国土庁長官にお聞きするわけにもいきませんし、余り時間がありませんから、自治省の方おいでになりますか、おいでになりませんか。おいでにならない。

それならもう結構です。

私はそういう面であえて問題の提起だけさしていただきたい。そうしませんと、これは簡単に権限を各地方に移譲すると言つたといたしまして、私は各都道府県の実際の各地域の開発の状況なりそういういろんな行動を見ておりまして、隣接の県が大体同じようなことをお互いに競争し合いまして、実際的には大変に問題点があるのでないかというふうに私は実は思つておりますから、これはあえて意見だけ申し上げておきたいと思います。

時間がもう余りございませんので、そういう面でちょっとこれは国土庁の方にお聞きをしておきたいと思うのですが、第六条の関係です。

第六条の関係で私は意味が少し理解できませんのは、一応この法案をつくるに当たりまして、政治と経済の中核機能が東京に集中したから一極集中のいろんな問題点が出て、こうなつてしているわけです。そうしますと、いわゆる国会などの移転によりまして政治は移転しちゃう。そ

て、経済と文化は今度新しく六条で国際的中枢機能を東京に持たせる。従来の政治、経済、文化の中枢機能を東京にしたことによって地方は過疎と經濟的停滯と文化的停滯と文化の画一化をもたらしてきている、こういうふうに規定しているわけですね。そうしたら、経済と文化の国際的中枢機能を東京に持ってくるということになると、地方の段階における過疎と經濟的停滯と文化の画一化といふことは全然変化しないというように思えてならない。しかもそれは、行政機能はいわゆる許認可の問題も含めて第四条で整理をして、こちといふことになつてしまりますと、これは東京といふもののいわゆる集中化といふものは經濟的にはまださらに進んでいく。しかも、情報化社会の場合に一極集中ということはどんどん進む傾向を持つておりますから、そういう面では、情報化社会における対応の仕方というのはちょっとこの六条だけではなく、国土庁、発議者の問題ですかね。発議者、どなたか考え方をちょっと教えていただけますか。

それでは、時間が参りましたから、また後ほどゆっくりと教えていただきましょう。

○橋本敦君 まず、国土庁長官にお伺いすることになると思うんですが、先ほどから論議されておりますように、問題の発端は東京の一極集中という問題なんです。私どもも、ここまでひどくなつた東京の一極集中の是正、解消というのは、東京に住んでいらっしゃる皆さんの生活の問題、安全の問題、そういう観点から一刻も猶予できない重大な課題であることは、これは当然だと思うわけです。今度の法案は、その前文でも明らかでありますけれども、東京の一極集中といふこういう現実に照らして、まず一極集中を排除しよう、それから地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服しようということが前文でも問題の発端として明確にされている。

私がまず指摘したいのは、先ほどからも論議されてきましたけれども、この一極集中といふことの原

因は何かということをばさりきさせるとしうことがままず第一である。この問題なんですけれども、その点について、国土庁が国会に提出した首都圈整備に関する年次報告というのがあります。この中でも、東京が国際関連機能、金融機能、情報関連機能、これについてどんどん東京への一極集中が続いているということを指摘して、これが重要な原因だということを言つております。まさにこういった東京への企業の中核機能の集中や、あるいは国際都市的な文化、情報の機能の集中といふことが過度に行われていることがその原因であるという、その点については長官の認識も変わらないわけですか。

○國務大臣（東家嘉幸君） 今お尋ねのようなな経済、文化、政治、あらゆる面で東京にいろいろと集中する原因は、やはり便利さ、豊かさ、いろいろな面でこういう現象が起きたと思います。やっぱり地方の問題、例えば先ほど申し上げましたような地方の活性化のための法律、幾つかの法律がござりますけれども、それをなかなか生かすことができなかつた。そういうことで、先ほど申し上げましたような、拠点地域をつくりましてよう、そして一極集中を排除しましようということで、やはり首都の移転という問題については今後の分散についても大きな役割を果たしていくものだと思っております。

余りにもお尋ねの範囲が広いのですからどちら答えたいかわかりませずに、まあ時間もござりますから、この程度の答弁で恐縮でございますけれども。

いずれにしても、どうしたらしいのかということは、やはりみんなで考え、今までの問題をどう正していくかというようなことで、今後積極的に取り組んでいかねばならないということは、国民ひとしく認識していることだと私は思つております。

○橋本敦君 少し私の質問の趣旨から御答弁がそれがよくな感じがいたしますが、そういった東京への過度な集中ということが行われ、それが促進

過度の一極集中をもたらしたことについて、私は政府の方に責任なしとすることはできないと思いませんが、政府の責任について国土庁長官のお考えはどうですか。

○國務大臣(東家嘉幸君) そうおっしゃられますと私も申し上げたいと思いますが、日本のあの戦後の大変な事態から今日まで、経済大国として、いろいろな問題点はありますけれども、やっぱり国民は、世界から見た場合の日本、それぞれ生活というものは豊かになってきたんだと私は思っています。

それは今いろんな角度から行政に対する批判等もござりますけれども、しかし、中央政府においてそれぞれの役割が今日の経済大国につながったその行政のやはり一定の評価は当然してしかるべきではないだろうか。その成長の過程にいろんなひずみが今日起きているわけですから、そのことをどう是正していくかということ。すべてが悪いと いうふうにとらえるのではなくて、これからどう、地方にも力がついてきたんだから地方は地方としての役割を果たそらと、等々の問題の論議で私たちは進めていかねばならないと思っておりまます。

○橋本教君 それは私の質問にある意味でそらせられる問題だし、ある意味で言えば、政府の責任をこの問題について明確にしようとする姿勢がないといふ意味で私は無責任な答弁だと思いますよ。

そういうった高度成長、東京一極集中の陰で、日本経済が発展した、國民が利益を受けたとはかり言つておれない。総理府の調査によつても、國民はこの一極集中によつて四八・六%が地価の上昇で困っています、こう言つてゐるではありませんか。居住環境の悪化で困っているというのが四一・一%あるではありませんか。まさに地獄の通勤経済の中での地上げの放任といった問題、いろいろございます。

ラッシュ、これで三四・四八%の国民が困り抜いている、こう答えていたではありませんか。そして同時に、地方と東京との格差、これが余りにもひどいという声が総理府の調査でも二九・三%あるではありませんか。

中心地としての東京の地位の変化については「変わらない」これは五一%。これは先ほどからも議論されているとおりであります。そういうことで、それでは例えば交通渋滞等生活条件、こういったことが改善されるかということについては「ほとんど影響がない」という見方が、これが約三〇%もありますし、今言った交通渋滞の緩和といふことについては、これは期待したいという声が多いけれども「ほとんど影響がない」という見方も三〇%もあるというところで、なかなか具体的な展望を国民の方からは持っていない。

そういうこととあって、この問題について、国民的コンセンサスが首都移転ということで今本当に得られているかどうかということが次の問題として大事な私は背景事情になってくると思うのであります。

そういう点から言いますと、現在国会等移転に

ついて、首都を含めて国民的合意が、コンセンサスができるという御認識なのか。それとも、そういうコンセンサスが必要であるが、そのコンセンサスを得ていくために今後とも努力しなきやならないという趣旨がこの法案にも出ておるわけですが、国民的コンセンサスがまだこれからこの課題だという御認識であるのか。国土庁長官と発議者の御認識を伺って、質問を終わります。

○国務大臣(東家嘉幸君) 先ほど国民合意の形成をということについて、西田発議者からの発言はまさしくそのとおりだと私たちも受けとめております。もちろん、東京都の調査とはこれは違再三にわたる調査、国民の認識が高まるにつれて、賛成の意見が七〇%というふうに受けとめています。もちろん、そこあたたりは……

○橋本敦君 反対の意見も七〇%あることを御認識の上で答弁してください。

○国務大臣(東家嘉幸君) それはしかし地域の問題であつて、国民的合意形成ということになれば幅広い意見を評価することが当然だと私は思っております。

○衆議院議員(西田司君) 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、現在御審議いただいております国会等の移転の法律案というものは、これがいわゆる国会等を移転することによって、いろいろ問題を抱えておる東京都の問題、全国的な問題、こういうことの改革の契機になつていくであります。そこで、御質問のお答えでございますけれども、今国民の方々がこのことだけの関心を持っていますが、これはもうと私は確信を持っております。

まだ現時点においては私は成熟はしておらない、このように思っております。ただ、調査会等あるいは今後の政府の取り組み方、こういうことにようてだんだんと国民の理解は得られるもの、こんなことが極めて大事だ、このように考えております。

○高井和伸君 私はきょうは、建設省、国土庁、それから安全保障室、それから最高裁、郵政省にお尋ねしたいと思うので質問通告しておりますけれども、その前に、私がそれなりに考えておる前提を申し上げておいた方がよろしいかと思って、申し上げます。

実は私の出身県は岐阜県でございますが、岐阜県は山の飛騨と町の平野の美濃地方に分かれています。そして、美濃の方は東海経済圏の中心の横っちょにありますてそれなりに隆盛ですが、山の中の飛騨は何としてもどうしようもない。その部分だけいろいろやろうとしてもなかなか妙案は出でこない。そういうときに、今国会で通過するであろう大阪湾ベイエリアの開発の法案の立法作業に関与することができました。そういう中で感じたことは、やはり大規模に大きな核を持つ西新幹線中心というようなことになると思います。そこで、大阪湾ベイエリアですと大阪湾の湾岸の土地を再開発していくことが中心に、そして関

そういうことを思うにつけ、飛騨の私の出身のあたりのことを問題にするときは、岐阜県の中だけでやつてもいけないし、飛騨地方だけでやつてもいけない。もう東海全部でやらないといけない。特に愛知県の力をかりないと飛騨の山の中は発展しない。そういうふうな場合は、飛騨の山の中はプロジェクトでひとつ大きなプロジェクトをやっていなければいけないことは、ちっちゃい拠点ぐらいの力じゃなかなかこの東京一極集中は拡散しない、こう確信するに至っております。

そういう面で、国会等の等も重要なことです。が、今度の移転の問題がテーマになったときに、私の発想は、できるだけ中枢国家機関を全国にばらす。衆議院もばらす。衆議院も参議院も違うところへ持っていく。最高裁も別のところへ持っていく。行政庁も別のところへ持っていく。こういうことをしないことには一極集中というのを排除できません。

○高井和伸君 私はきょうは、建設省、国土庁、それから安全保障室、それから最高裁、郵政省にお尋ねしたいと思うので質問通告しておりますけれども、その前に、私がそれなりに考えておる前提を申し上げておいた方がよろしいかと思って、申し上げます。

か、こう思うわけでござります。

そこで、まず国土庁長官に、国土発展のマスター・プランとしてこういった国の中核機能、国家機関を移すことについてはどうな配置をイメージしておられるか。するべきか、あるいは今後しなきやいかぬのか、そちらの点についてお考えをお示しください。

○国務大臣(東家嘉幸君) 私の主催する首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめにおきましては、今後複雑化する社会においては行政がどうしても一体化し総合的に対応する必要がある、行政部に対する国会の国政調査権の発揮の便を図る必要もあることから、国会と行政の中枢部門はやはりどうしても近接して立地した方がいい、この方が適当であるというような私どもに対する懇

談会の御意見であります。そういうこともあわせ申上げておきます。

○高井和伸君 建設省にお尋ねしたいところでございますが、建設省が所管されています道路網をもつたところでございますが、建設省が所管されたいところでもございません。それで、御質問のお答えでござりますが、建設省が所管されたいところでございません。それで、御質問のお答えでござりますけれども、危機管理の側面から、ある意味では、これでやつてもいけないし、飛騨地方だけでやつてもいけない。もう東海全部でやらないといけない。特に愛知県の力をかりないと飛騨の山の中は発展しない。そういうふうな場合は、飛騨の山の中はプロジェクトでひとつ大きなプロジェクトをやっていなければいけないことは、ちっちゃい拠点ぐらいの力じゃなかなかこの東京一極集中は拡散しない、こう確信するに至っております。

そういう面で、国会等の等も重要なことです。が、今度の移転の問題がテーマになったときに、私の発想は、できるだけ中枢国家機関を全国にばらす。衆議院もばらす。衆議院も参議院も違うところへ持っていく。最高裁も別のところへ持っていく。行政庁も別のところへ持っていく。こういうことをしないことには一極集中というのを排除できません。

か、こう思うわけでござります。

そこで、まず国土庁長官に、国土発展のマスター・プランとしてこういった国の中核機能、国家機関を移すことについてはどうな配置をイメージしておられるか。するべきか、あるいは今後しなきやいかぬのか、そちらの点についてお考えをお示しください。

○国務大臣(東家嘉幸君) 私の主催する首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめにおきましては、今後複雑化する社会においては行政がどうしても一体化し総合的に対応する必要がある、行政部に対する国会の国政調査権の発揮の便を図る必要もあることから、国会と行政の中枢部門はやはりどうしても近接して立地した方がいい、この震が関、永田町かいわいが壊滅的な打撃を受けた場面においては日本のあらゆる機能がパンクしてしまうんじゃないかな、こういうような思いが

し、防衛白書を見ますと、「日本の防衛」の中の第六節「その他の諸施策」というところで有事の問題が出ております。そういった中でもいろいろなことが書いてありますけれども、有事の場面などを想定した場合の首都機能の集中という側面はどうにお考えになつておるでしょうか。

○政府委員(児玉良雄君) 有事なりあるいは緊急事態についてのお尋ねかと思ひますが、通常の行政の体制では、適切に対処することが難しい重大緊急事態あるいは緊急事態の発生につきましては、その未然防止のためには平常から関係省庁が緊密な連携を保つていることがまず必要であらうかと思います。また、こういう事態が発生した場合には、政府が一体となつて、その事態の拡大の防止であるとか事態の早期原状回復のための努力、こういうものが機動的、効率的に行われます。事態に対処することが重要であると考えております。

それをカバーすべき物流の世界、情報の世界、いろんな世界を持つていいけば、フォローアップすればいいんじやないかというのが私の基本的な発想でございます。

特に先ほどの危機管理の安全保険監査長さんのお話をだと、ヨーロッパの諸国を見ますと、例えばランダムで言えばハーグとアムステルダムとロッテルダムにきちっと三極分けてやっている。ドイツでも言つても、聞くところによれば、大蔵省や外務省や法務省はこれはベルリンへ移すと、防衛省や

議についてお尋ねいたします。  
宮澤総理は、これまで首都機能移転についてどのようなお考えを持っておられたかを検討いたしました。自民党総裁選のときの政策でも、また「美しい日本の挑戦」や「再び旗を掲げよう」という総理の著書や対談集も読ませていただきました。それらの本でも、やはり首都機能移転などについてはお触れになつております。総理が首都機能の移転について積極的に発言されたのは、首

そこで、結婚前も機械耕作車のせいに、夫は生活の中でどのような認識を持っておられたのか、また現在どのようにお考えを持つておられるのか、お聞きしたい。

これから特にそういう面からいいたら、今後はど橋本理事もおっしゃられました、そして東京の二の舞になるんじゃないかということで足立理事もおっしゃられました、そういう二の舞になるようなどこか一力所へほつと持つていくような発想は、私はとても危険な発想じやなかろうかといふことを最後に述べまして、総括的に国土庁長官にお話を伺っておしまいにします。

○國務大臣（東家嘉幸君） 今、御指摘なされた問題

仰せられますように、総理大臣の私的諮詢會である有識者懇談会の御議論を伺つておりまして、少しずつ事柄の方向が見えてきたというこ

府としては対応していくべきだと思っております。

質疑のある方は順次御発言願います

党、社会党など四党での共同提案の国会等の移転問題に  
に関する法律案につきまして、官澤総理にいろいろお伺いいた  
しますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

仰せられますように、総理大臣の私的詰問機関である有識者懇談会の御議論を伺つておりまして、少しずつ事柄の方向が見えてきたというところでございましたが、このたびのこの法律案の審査について前文の中で述べておられることがやはりこの問題の一番根本のところであろう。殊に、それも前立の一一番初めのところでございますけれども、大陸の荒廃の中から今日の日本というものができましたが、その日本の中で精神的充足を求める機運が大きくなってきたこと、また多様な地域文化を大事にしなければならないという意識が高くなってきたこと、それから全世界との連携を強化すること、大事になってきたと。言つてみれば、この三つの要素があって、そしてこういう国会等の移転

実であると思ひます。一つは、我が國の近世においてそういう基盤がなかつた、あるいは明治政府の場合に強度な中央集権を必要としたといったよないろいろ沿革によるものかとも思ひますが、とにかく現実の問題として、地方分権 地方自治ということは極めて不十分にしか行われていないということが我が国の実態であると思いますので、そういう意味では代々の行政改革におきましてもこの問題が取り上げられ、実は今回の行革審でも私はこの問題を特に取り上げていただきたいということを申しませた。つまり、中央から地方への分権ということと、もう一つ官から民へといいますか、規制緩和、この二つのことを行革審にお願いしておるの

関する発想が生まれたのであろう。

総理は、ことしの七月二十一日、私の選挙区で

総理は、ことしの七月二十一日、私の選挙区である盛岡市での記者会見において、当日提出された首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめについて御発言なさいました。その取りまとめは首都機能移転が行政改革の推進の大きな契機となると指摘しておられますし、さらに行政改革の中で一番おくれているのは地方分権だ、財源も地方に配分すべきだとお述べになられたように記者からうかがっております。新首都建設の大

きな理由として挙げられている東京の一極集中の原因の一つは、行政の権限、財政の権限が中央に集中していると指摘する議員もござります。

○國務大臣(吉澤喜一君) 総理のこの記者会見での御発言は、新首都建設に当たってはより一層の地方分権、財源の地方配分を行なうという御決意を表明なされたものと思ひますが、いかがでしょうか。地方分権、地方への財源分配についてどのようなお考えをお持ちになつておられるのか、お伺いしたいと思います。

ますことの中であつて一番笑ひがよくそれでオレもそのは、私は地方自治であろうといふうに思つておられます。行財政の再配分ということは、戦後間もなくから言われてきたわけでござりますけれども、憲法が期待しているような形での実施ということものは私は十分に達成されていないというのが現実であると思ひます。

でございまして、このことが国会等の移転に関する法律案といわば裏腹になつておるというふうに思つております。

大臣の諮問機関、有識者懇談会におきまして一委員から、国会等の機能が移転したときに、そこへ今持つている権限を全部持つていつてもらつては困りますよ、それは全部地方にもう渡して空手で行くぐらいのつもりでもらわないと困りますよとお話をあつて、それは今小川委員の言われますように、両方の問題が極めて緊密な関係にあることを示しておるものというふうに思います。

○小川仁一君 地方分権を非常に大事にお考へただいていることに、私たちこの法案を通すに当たつての前提事項でありますだけに、総理のお考えを非常に多といたします。

同時に、この首都建設に係る費用の調達問題を総理にお尋ねいたしました。

国土庁の首都機能移転問題に関する懇談会は新首都建設の費用を十四兆円と試算いたしております。これは首都に必要な空港、鉄道、道路網などの交通手段の整備の費用は含んでおりません。今まで去る千二百年前の平安京遷都の詔で、やまかわもうつくしくよものくにたみ、四方の国民がといふ意味でしおれ、集まるにも便利であり、山河が取り巻いて自然に城をなしていると、こう言つて遷都のお話をなさつたようでござりますが、首都の条件として他の地域との交通が確保されなければならぬということははずつと言われてゐるところであります。

今日、その費用を考えてみると、これは並大抵の費用ではございません。例えば外国の例で見てみますと、オーストラリアの首都であるキャンベラの建設は決定から事業開始までが十五年、国会完成まで三十年もかかっております。また日本の場合に、筑波学園都市の建設も昭和三十八年の閣議決定以来十五年もかかっております。この新首都の建設は、いわば二十一世紀の長くて重い課題だと考えます。高齢化社会も間もなく到来してま

いります。こういう時代に、非常に多くの費用を投する財政的な余裕といいますか費用の捻出といふことも、総理にとっては非常に大事な問題だらうと思いますが、ひとつこの際、総理の豊富な経験と申しますか二十一世紀の我が国の財政の展望など、もしありになりましたら、お聞かせ願いたい。

また、年明けに通常国会に財源法を提出する、こういうお考えもあるようございますから、それも含めて、十四兆円にも上るお金をどのように調達するのか、将来はどういう方向でというふうなことを、非常に概念的であつて構いませんから、お話し願えればありがたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) なかなか後段の問題には上手にお答えできませんけれども、確かに二〇一五年あるいは二〇二〇年ぐらに我が国の老齢化のピークが来るであろう。恐らく六十歳以上の人口が全体の二五%ぐらいになるというふうに推測されておりますけれども、そのときには日本の経済は今のよくな力があるは持つていなかかもしれない、片一方で社会保障の負担が相当重くなりますから。しかし、その後にはやや正常にまた向かっていくと思いますが、ただ私は、大変楽観的にお聞き取りになるかも知れませんが、そのような考え方を持つております。

○小川仁一君 最後になりますが、地方の振興についてお尋ねをいたしたいと存じます。

首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめの発表の後に行われた都道府県知事を対象としたアンケート調査では、三十六都道府県知事が早急に取り組むべきだと見解を示していると

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げたことは問題は解決しないわけです。また仮に経済とも関連をいたしますが、確かに、この新しい首都是法律で決めるものではない、住めば都といふ

うものがそこと離れて東京なら東京といふことでも、そこが一極集中の中のものとなるのではこれ

うことになりませんから、そういうことはそういうこととして、今の一極集中ではこれもまた問題を十分解決しないことになります。

○國務大臣(宮澤喜一君) そのことは、実は全国総合開発計画でもう何度もその方法について、かつての新産都市以来、あれからもう三十年近くになりますけれども、何度も四全総に至るまで御承知のようにいろんな方途を考えているわけですから、十分になつております。

この有識者懇談会の取りまとめの中では新首都は政経分離方式といふように考えられていましたが、これは結局政治の中心は新首都、経済の中心としての東京に終わつてしまい、逆に、二極集中みたいな結果になるのは二十一世紀の日本

りに長いときには、これはまた国民生活はもちろんです、経済発展にも支障が起つておそれがございますので、余り長い時間をかけることはいかがなものであらうかということは一つ考えます。

もし、そのところが非常に上手にいきまとめて、その財政的余裕といいますか費用の捻出といふことも、総理にとっては非常に大事な問題だらうと思いますが、ひとつこの際、総理の豊富な経験と申しますか二十一世紀の我が国の財政の展望などを、もしありになりましたら、お聞かせ願いたい。

また、年明けに通常国会に財源法を提出する、こういうお考えもあるようございますから、それも含めて、十四兆円にも上るお金をどのように調達するのか、将来はどういう方向でというふうなことを、非常に概念的であつて構いませんから、お話し願えればありがたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) なかなか後段の問題には上手にお答えできませんけれども、確かに二〇一五年あるいは二〇二〇年ぐらに我が国の老齢化のピークが来るであろう。恐らく六十歳以上の人口が全体の二五%ぐらいになるというふうに推測されておりますけれども、そのときには日本の経済は今のよくな力があるは持つていなか

りませんが、経済発展にも支障が起つておそれがあるのではないか。そうではなくても地方の振興をどう政策的に保証していくかという課題は、この新首都建設と同時に求められている国民的な課題だと思います。

この有識者懇談会の取りまとめの中では新首都は政経分離方式といふように考えられていましたが、これは結局政治の中心は新首都、経済の中心としての東京に終わつてしまい、逆に、二極集中みたいな結果になるのは二十一世紀の日本

を考える上で非常に意味のないことになつてしまふのではないか。そうではなくても地方の振興をどう政策的に保証していくかという課題は、この新首都建設と同時に求められている国民的な課題だと思います。

首都機能移転問題を考える有識者懇談会の取りまとめで述べられているように、この新首都建設は二十一世紀における人心一新、望ましい国土構造の実現、こういう二つの大きな柱を持っておりますが、これは地方にどのように向けられていくかということが大きな課題だと思います。二十一世紀の日本をどのように描くか。今、町や村で苦労をなさっている方々の気持ちにこたえるようなお答えをいただきたいと思います。

同時に、この問題は国民の合意と言つておりますが、総理の非常に強い指導性、積極性があつて初めて問題の発展につながると思いますので、あわせてお考えをお聞きして、終わりたいと思いま

す。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げたことは法律で決めるものではない、住めば都といふうものがそこと離れて東京なら東京といふことでも、そこが一極集中の中のものとなるのではこれ

うことになります。しかし、そのことはそういうこととして、今の一極集中ではこれもまた問題を十分解決しないことになります。

○國務大臣(宮澤喜一君) そのことは、実は全国総合開発計画でもう何度もその方法について、かつての新産都市以来、あれからもう三十年近くになりますけれども、何度も四全総に至るまで御承知のようにいろんな方途を考えているわけですから、十分になつております。

このたび、前回の国会で地方拠点法というのを成立させていただきました。これによつて地方に新しい拠点となる地域を幾つかくりたいという

ことを考えておるわけですが、この法律

とは関係なく、いわゆる一極集中の排除というのではなく別途に地方分権の立場から考えていかなければならぬことなどございまして、この法律の施行といた集中するということでは結局目的を達しないことになりますので、それは十分考えてやるべきことだと思います。

○中川嘉美君 私に与えられた時間が十分でござりますので、簡潔にお尋ねをしてまいりたいと思います。

国会や中央官庁等の首都機能を東京圏外に移転して新首都を建設するという大事業は、国民の合意形成が不可欠であるということは言うまでもないことがあります。同時に、政府が本腰を入れて取り組まなければならない、そうしなければ決して実現するものではない、そういうものだと思います。

宮澤内閣の生活大団五カ年計画では、首都機能の移転について行政府としても積極的に検討し基本方向を示す、このように述べておられますけれども、この基本方向については既に首都機能移転問題に関する懇談会の取りまとめ等で具体的に示されている。今後はそれらを踏まえて、行政府はどう取り組んでいくかにかかっているわけであります。

そこで、首都機能移転問題に対する総理の基本認識、また政府の今後の対応方針等について御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどもお答え申し上げましたことと多少重複をいたしますけれども、まず国民意識の問題でございますが、総理府が首都機能移転に関する世論調査をいたしました。今年の七月のこととございましたが、いろんな問題について答えておりますけれども、何らかの形で首都機能の移転に賛成であると言つておる答えはほぼ六割ございます。そして、その首都機能移転問題というのを見たり聞いたことがあ

るという人はほぼ八割に近いのでござりますから、国民の関心といふものはかなりの程度に高いございますが、それと並行しながら地方分権そのものを推進していくませんと、どこかの一極にまとめて集中するということでは結局目的を達しないことになりますので、やはり今お話しの一極集中の排除ということだと私は思います。

そこで、そういう中での首都機能移転といふのは、やはり今お話しの一極集中の排除ということに密接に関連いたしますけれども、もつともっと根本のところではこの法律の前文に述べておられますように、やはり敗戦後の五十年たちました我が国がこれだけの国になつて、しかし国民が物質的な豊かさはそれとして、やはり精神的な満足感というものを十分に持っているのかどうかといふように、あるいは東京等に一極の集中があるために地方、地域の文化あるいは産業というものが十分に発展していないのではないかということだために地方、地域の文化あるいは産業というものが十分に発展しておられるところだと思いませんかといふふうに思つております。

○中川嘉美君 東京都とそれから都議会公明党の方から、このたびの移転問題に関連して次のようない点がちよほど御出席でもありますので、この際次の二点に関する総理の御決意を伺つておきたいと思いますが、その第一点は、一極集中を是正化する必要があるのではないかということ。

そういう問題意識がこの国会等の移転についての法律案の志向しておられるところだと思いませんし、私もまさに生活大団としての日本というのを図りながら政府としても具体化に向けて積極的に取り組んでいくといふふうに思つております。

○中川嘉美君 いずれにしても、国民の合意形成を図りながら政府としても具体化に向けて積極的に取り組んでいくといふふうに思つております。そのためには、閣内に国会等移転問題の担当大臣、こういったものを置いて対応すべきではないかというふうに考えますが、総理の御見解はどんなんのか伺つておきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) この法律が成立いたしましたと、まず調査会の設置がなされます。そこで調査が進んでまいりますが、その調査の段階で直ちに各省庁の間の事務の調整ということがすぐ必要になるわけではない。調査にはかなり長い時間、長い審議が必要であると存じますが、その段階ではまだまだ各省庁の事務上の調整といふものが恐らく必要にはならないであろう。しかし、これが具体的に移転に向かってのステップを踏むよ

うになりますと、各省庁の調整というのはかなり複雑になつてまいるかもしれません。それで、行政改革のことを考えてよろしいのだと思います。

ただいまのところ、したがいましてこの調査会の運営については国土庁長官を中心と各省庁が協力をしていけばそれで十分であろう。将来、中川委員の言われますような必要が生じますれば、それは担当大臣を考えるのにやぶさかではございませんけれども、いろいろ行政簡素化との関係もござります。ただいまの段階であれば、国土庁を中心と行政をやっていくのに支障はないのではないかといふふうに思つております。

○中川嘉美君 東京都とそれから都議会公明党の方から、このたびの移転問題に関連して次のようない点がちよほど御出席でもありますので、この際次の二点に関する総理の御決意を伺つておきたいと思いますが、その第一点は、一極集中を是正化する必要があるのではないかということ。

総理がちよほど御出席でもありますので、この際次の二点に関する総理の御決意を伺つておきたいと思いますが、その第一点は、一極集中を是正化する必要があるのではないかということ。

そういう問題意識がこの国会等の移転についての法律案の志向しておられるところだと思いませんし、私もまさに生活大団としての日本といふふうに取り組んでいくといふふうに思つております。

○中川嘉美君 いずれにしても、国民の合意形成を図りながら政府としても具体化に向けて積極的に取り組んでいくといふふうに思つております。そのためには、閣内に国会等移転問題の担当大臣、こういったものを置いて対応すべきではないかというふうに考えますが、総理の御見解はどんなんのか伺つておきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) この法律が成立いたしましたと、まず調査会の設置がなされます。そこで調査が進んでまいりますが、その調査の段階で直ちに各省庁の間の事務の調整ということがすぐ必要になるわけではない。調査にはかなり長い時間、長い審議が必要であると存じますが、その段階ではまだまだ各省庁の事務上の調整といふものが恐らく必要にはならないであろう。しかし、これが具体的に移転に向かってのステップを踏むよ

うになりますと、やはり行政財政の再配分を断行して地方に十分な行政権、財政権を与えるべきだということは、これは戦後今日まで何度も度々か言われて十分に実行されないところであります。それで、行政改革のことを考えておきたいと思います。

ただいまのところ、したがいましてこの調査会の運営については国土庁長官を中心と各省庁が協力をしていけばそれで十分であろう。将来、中川委員の言われますような必要が生じますれば、それは担当大臣を考えるのにやぶさかではございませんけれども、いろいろ行政簡素化との関係もござります。ただいまの段階であれば、国土庁を中心と行政をやっていくのに支障はないのではないかといふふうに思つております。

○中川嘉美君 東京都とそれから都議会公明党の方から、このたびの移転問題に関連して次のようない点がちよほど御出席でもありますので、この際次の二点に関する総理の御見解を伺つておきたいと思いますが、その第一点は、一極集中を是正化する必要があるのではないかということ。

総理がちよほど御出席でもありますので、この際次の二点に関する総理の御決意を伺つておきたいと思いますが、その第一点は、一極集中を是正化する必要があるのではないかということ。

そういう問題意識がこの国会等の移転についての法律案の志向しておられるところだと思いませんし、私もまさに生活大団としての日本といふふうに取り組んでいくといふふうに思つております。

○中川嘉美君 いずれにしても、国民の合意形成を図りながら政府としても具体化に向けて積極的に取り組んでいくといふふうに思つております。

そのためには、閣内に国会等移転問題の担当大臣、こういったものを置いて対応すべきではないかというふうに思つております。

○中川嘉美君 この法律が成立いたしましたと、まず調査会の設置がなされます。そこで調査が進んでまいりますが、その調査の段階で直ちに各省庁の間の事務の調整といふふうに思つております。

○中川嘉美君 東京都の方の要望実現に向けて、最大の努力をひとつ今後ともお願いしたいと思います。

○中川嘉美君 最後に、一点だけお聞きしますが、国会等の移転に関する諸事項について何回か伺いました。これらの事項は国会移転といふふうなソフトの側面に重点が置かれているわけでありまして、しかし

うに思うわけあります。

今回の移転が歴史的な大事業ということであるならば、そのことに着手することは結構であるとしても、その前に、今こそ政治改革、さらには行政改革というものを断行しなければならないときではないか、このように思うわけですが、最後に総理の御所見、御決意等を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはまさしく御指摘のとおりだと思います。この前文において言つておられる精神的充足を求めるといったようなことも、やはりそういうことに関連があると思います。

れから徹底してやっていかなければいけない、このように總理の御答弁があつたわけでありまして、まさにこれが今日の我が國の置かれている政治、経済、そういう面から見ると一番重要な課題なんではないか、実はこのように私も考えております。

そういう中で、今までどおりの行政なり規制りが行われなければならないということはないずでありまして、そういうことからやっぱり間を考えていって、これはなかなか政府あるいは政部内からはそういう改革案というのは出にくくものでございますので、やはり行革審といつたうなところで考えを出していただいて、それから先が難しいので、それをどうしても実行しなければならない。かなりの抵抗を排除して実行しなればなりませんが、明年はまたそういう答申をしていただきたいと思っておりますのですから、何とか実行をしたい。

がずっと行われておりますまして、今ちょうどと並行化しているようでありますけれども、考えてみますと、やはりこれは許認可の問題なり行政指導の問題と密接なかかわりを持っているわけでありまして、日本経済というものは、国際化してくればくるほど逆にそういう問題を明朗化というか明確化していくかないと対応できない状態になってきているわけでありますから、そういう面からしてもやはり一般的には国際経済に対応しなきゃならぬというふうに我々はよく言つていてるんですけども、言つているのだけれどもその実は全然内容的には対応していないというふうな問題も私はあるのではないか。

殊に現在の政治状況、このような国民からの不信を招いておりまして、これは政治改革によってこの不信にこたえていかなければならぬと思つてますが、やはりこういう大きな首都機能の国会等の移転ということになりますれば、その間、何と申しますか、おのずからこれは国民の心がやはりそれに伴つて新しくなつっていくと申しますか、そういうことが非常に大きな効果あるいは結果になつてくるであろう。俗に居は心を移すと申しますが、そういう意味での觀点もこれはあるいは一番大事な一つの觀点ではないかと考えております。

ますから、端的に御質問をしてまいりたいと思います。

私、質問の趣旨はまた別途申し上げていたんで  
すが、お話を聞いておりましたら大体私の予定を  
ていたのは出ておりますから、余り外れないよう  
なことで進めたいと思うんですね。

私は、きょう總理の答弁を聞いておりまして、実は私が考えていることと本当に似通っているといいますか、大変心強く思いました。先ほどの答弁の中では、現在の憲法の中で一番おくれてているのは地方自治ではないかというふうな御認識、あるいはまた地方への分権なり規制緩和というものを

それから徹底してやっていかなければいけない、このように総理の御答弁があつたわけでありまして、まさにこれが今日の我が國の置かれている政治、経済、そういう面から見ると一番重要な課題なんではないか、実はこのように私も考えております。

その上で、ちょっとこれはアドリブで申し上げてなんですねけれども、総理も先ほど御答弁でおつしやっていましたように、四全総・三全総も含めまして今まで本当に一極集中を排除しなきゃならないということで盛んにやつてきたけれども、やっぱりどんどん進んできている。それから、規制緩和ということでも本当にやっていかなければいけないということがわかりながら、その前半の論議、国土長官とも少し交わさしていただきまして、たけれども、行政における許認可といいますか、これも年間百数十件から多いときは二百件くらいのコンスタンストに実はふえてきているわけですね。そうしますと、先ほど総理の御答弁の中で、許認可権なり規制緩和というものを進めていかなきやならない、こういうふうにおっしゃっているんですが、本当は大変難しいことだらうと、やらんでもうここにおる皆さん方なり、すべての行政にかかわっている皆さん方もそう思っている。にもかかわらず、それはどんな膨張してきている。それで総理もそういうふうにおっしゃっている。

総理、これは一体どういうふうにしたら本当に簡素な行政というものを達成していくことができるというふうにお考えなんでしょうか。これはアドリブで申しわけないんですけど、もしお考えがあつたらちょっと聞かせていただきたいと思います。

一変しておるわけです。  
そういう中で、今までどおりの行政なり規制  
りが行われなければならないということはない  
ずであります。それで、そういうことからやつぱり問  
を考えて、これはなかなか政府あるいは  
政部内からはそういう改革案というのは出にくく  
ものでございますので、やはり行審といつた  
うなところで考えを出していただい、それから  
先が難しいので、それをどうしても実行しなけ  
ばならない。かなりの抵抗を排除して実行しな  
ればなりませんが、明年はまたそういう答申を  
していただきたいと思つておりますのです  
ら、何とか実行をしたい。  
これは、もちろん国会の御理解と御協力がぜ  
ども必要でござりますけれども、そういたした  
と思つております。  
○足立良平君 そういう面で総理もひとつ懸命  
努力をしていただきたいと思うんです。  
ただ、規制をすべてなくしてしまえばいいと  
うふうに私は申し上げているわけではないん  
です。今、総理がおっしゃいましたように、これ  
け経済が高度化してきているわけであります  
ら、そういう面で新たに行政として経済をコント  
ロールしていくということが必要になつてき  
る。ただ問題は、既に陳腐化しているものもそ  
まま残つて、ずっとそれが累増していつてゐる  
ころに一番の問題点があるし、それは行政の停  
止をもたらしてまいります。  
ですから、新しい経済社会なりあるいは国際  
なもの変化に伴つてそれは新たな視点で考  
ければいけませんが、既に古くなつたものに對  
ては思い切つたそういうものの見直しといふも  
のが、この法案の中にも四条に明確になされて  
わけでありますから、そういう観点でこれは一  
考えてみるということが私は大変に今必要にな  
てきているのではないかというふうに思えてな  
ません。  
それで、もう一点これは総理のお考え方をお  
きいたしたいと思うんですが、日米経済構造協

がずっと行われておりますし、今ちょうど静岡化しているようありますけれども、考えてみますと、やはりこれは許認可の問題なり行政指導の問題と密接なかかわりを持っているわけでありまして、日本経済というものは、国際化してくればくるほど逆にそういう問題を明朗化というか明確化していくかないと対応できない状態になってきているわけでありますから、そういう面からしてもやはり一般的には国際経済に対応しなきやならぬといふうに我々はよく言っているんですけれども、言っているのだけれどもその実は全然内容的には対応していないというふうな問題も私はあるのではないか。

それともう一点は、経済の一極集中ということを考えてみると、これは總理のお考えをお聞きしたいんですが、情報化社会になつてしまりますと、これは簡単にコンピューターでぱつといけるようと思ふんすけれども、やはり生の情報、フェイス・ツー・フェイスといいますか、こういふものを求めて人々は集中化してくる傾向を持つていると私は思ふんです。ですから、例えば東京の一極集中といふのは、情報化社会に伴つてますこれは進んでいい。それから、そういう面ではブロック的に見ますと例えば北海道は札幌に集中する、東北は仙台に集中する、あるいはまた中部圏は名古屋に集中するというふうに、情報化社会といふものは東京の一極集中なり、あるいはまたそれぞれのブロック経済の中における一極集中というものをたらしてくる傾向が私は案外あるのではないかと思います。

したがつて、そういう面では、この法案が言う一極集中を本当に排除しながら均衡ある国土といふものを国会移転等を行つてやっていくといふことと同時に、そういう経済の変化に伴つてよほど政府が意識的に分散化していく施策といふものを一方で持ちませんと、これは集中化といふものを抑制することは大変難しいのではないかという感じを現象面から実は思ふんですけども、この点いかがでしょうか。もしお考へがあれば聞かせて

いただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 確かに、人の集まるところにはソフトがあると申しますから、ソフトがなければやっぱり自分の仕事がやっていかれない。それを求めて人が集まるということは、先進国みんな同じ現象が起っており、日本でもそうだと思います。

ただ、それは東京なら東京、大阪なら大阪といふ選ばれた一つ二つのところに人が集まらないければならないのではなくて、そういうソフトのある拠点が全国に複数、数多くあってもそれでよろしいのではないか。

ですから、そういう意味では交通と通信ということになると、それは例えれば正確ではありませんが、交通と通信がしっかりとおればソフトのあるいわば仮に都会、町場と申しておきますが、それが全国に二十も三十もある、それは例えれば正確ではありませんが、アメリカの社会が多少そういうところがございます。そういうふうになれば、そこへ多少の集中が起こることは、これはおのおのやむを得ません。全部東京とかいうようなことにならないで済むのではないかというふうに考えます。

また、職住にいたしましても、このごろかなりの方々が、多くとは言いませんがファクスで仕事をしておられる。必ずしも職場へ行く必要がないといふのではありません。

○橋本敦君 首都をどこに置くかという問題は総理も先ほど国民の関心が高いというふうにおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、国民全体にかかる日本の政治のありよう、国民主権の根本にかかると言つてもいい大きな将来課題だと思うわけですね。だから、そういう意味で、この問題については国民的合意ということが那邊にあ

るかということを慎重に見きわめながらやるべき大事な問題だと、まずこう思つておるわけですが、総理のお考えはいかがでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは私も御同様に考えております。確かに東京は甚だしく過密になりつつございますけれども、これが何といっても日本全体の頭脳に当たる部分であることには違ひがございませんから、それをどうすべきかということは全國民の関心であります。

したがつて、そういう意味で世論がどのように考へるかということは極めて大切にしていかなければならぬと思つています。

○橋本敦君 その点はこの法案案でも第三条で「広く国民の意見を聞き、その合意形成を図る」ということを言っておりまして、問題は、その合意形成が現在十分に成熟しているかどうかという点に一つはあります。この点について、私の質問に対する発議者の方も、現在国民合意が十分成熟しているという状況とは思わないという趣旨の御答弁がございました。それはもつともだと思うんですね。

例えば東京都議会は、総理のお耳に届いている重要な問題ですが、この法案の提出そのものに反対という決議を行つております。また、首都圏の七都市のサミットでは、日本の将来にとって極めて重要な問題であります。首都圏さるには日本国民全体の間の広範かつ十分な論議を踏まえて慎重に対処されるべきであるという意見の声明を出しております。

○橋本敦君 首都圏の皆さんのお意見というのも、全国人民のコンセンサスを得ていく上で直接かかる大事な問題なんですが、その東京都の有識者調査によりますと、国会移転については「時間とかけて慎重に検討すべきだ」が五二%、「必要とは思わない」が二二%で、合わせてみますと慎重論としては七三%に上っているというふうな調査結果が出ておるわけでございます。

こういう東京都並びに首都圏の意向、あるいは今のお示しをした状況について、私は、最も一極

集中の被害を受け、震災の対策の危険を直接持つている東京都を中心とする皆さんが首都移転ということについてはそういう慎重論が多いという問題は、これはそれとして慎重に考慮すべき問題だ

というように思つておるのでですが、総理はこういった東京都並びに首都圏の動向についてどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはごもつともなことだと思います。

先ほど申し上げましたが、この新しい移転先に法律に定めるものが移りましても、東京自身はなお非常に大きな人口を有する、そんなに多数の人口が移動するわけではございませんので、そういう意味では東京の持つてある問題というのは少しも解決、少しもとは言い過ぎですが、恐らくはほとんど解決しないのではないか。

そういう意味では、過密があり、やはり災害に対する危険があり、そういう問題は依然として私は残つてゐると思いますので、そのことを等閑に付するわけにはいかない。これがありますとありませんと東京都の持つてある問題は変わらない。それは都御自身もそうですが、国としても十分施策をしていかなければならない問題だと思ひます。

○橋本敦君 この問題で将来どういった構想になりますか。それは別といたしまして、私はもう一つの側面で膨大な国費のむだということになつてはならないということを真剣に考えるべきだというふうに思ひます。

新たな投資が十四兆円という懇談会の意見もございますが、それと同時に、年にわたつて多額の費用をつき込んでまいりました。国会を初め、最高裁もそうですが政府諸官庁も大変な投資をいたしました。そういうことは、これは十分考えていかなければなりませんが、それが政府の保全、維持発展及び機能の充実に努めてまいりました。そういう問題がどうなるかということは、これは十分考えていかなければなりません。この法案でも、調査会の調査の審議に関連してですけれども財政の改革の推進と

が、一つはやっぱり膨大なむだということをやつてはならぬという意識があろうかと思うんです。そこで、この件に関して総理に一つお伺いしておきたいのは、首相官邸の建てかえ計画があるとが、そういう点を見きわめていく必要がある。そこで、この件に関して総理に一つお伺いしておきたいのは、首相官邸の建てかえ計画があるとが、そういう点を見きわめていく必要があります。そこで、この件に関して総理に一つお伺いしておきたいのは、首相官邸の建てかえ計画があるとが、そういう点を見きわめていく必要があります。

料をいただきますと、現在、移転補償費、サイエンスビル関係三年間で九十三億を見積もり、それから区道の整備等の予算で今年度八億見積もります。ですが、これらを合計いたしまして当面百五十五億円の資金が必要という数字をいただきました。これはもう当面でございます。

だから、首相官邸がそういう立派なものを建築するということを一方でやりながら一方で首都機能を移転するんだよと、こうなりますと、総理のいらっしゃる総理官邸行かなくちゃなりませんが、そういうことを本当に真剣に考えてむだをやっちゃならぬという建前から考へるならば、まさにこの法案でこれからやろうとしていることにはどうのよお考へでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはよく確かに議論などといふものは、住まいといいたしましてはこれなどといふものには、満足なことでございませんので、総理大臣の官邸は一番後でいいものだと、一番貧弱で少しも恥ずかしくないというふうに考へてあるものでございませんが、その官邸をつくる、サイエンスビルの移転等も含めてまだまだ先の話で基本設計も予算の見積もり担当室というのがあるようですが、この方から資料をいただきますと、現在、移転補償費、サイエンスビル関係三年間で九十三億を見積もり、それから区道の整備等の予算で今年度八億見積もります。ですが、これらを合計いたしまして当面百五十五億円の資金が必要という数字をいただきました。これはもう当面でございます。

私が、いかにも事務能率に支障を來すような状況に

なつておるという点は事実であります。昭和三年でございましたか四年でございましたかにできましたので、私も一年ほどですが使ってみて、なるほどこれはいろいろ困ったことがあつたことがあります。殊にもう新しいものをつくろうということとございますので、もう修理に余り金をかけないといふことになつて、余計いろいろ都合の悪いところが出てまいつております。それに卑近なことを一つ申しますと、車いすの方がおいでになれないというような、例えて言いますとそんなようなことが一時が万事ですがいろんなところにございます。

それで昭和六十二年に閣議了解をいたしましたが、昨年臨時行政改革推進審議会でも、これけれどもこのままおつておけないと、緊急事態にいざとなれば対応できないということで、整備を行なうべきだという答申がございました。やむを得ないことであろうということで、ただいま御指摘のよう用地の買収などを少しずつ始めたところでございます。

こちらの移転が非常に速やかに行われるようになりますが、なかなかこちらの方も大きな仕事でござりますから、しばらくの間は新しくつくられました総理官邸が機能をしなければならないのではないかどうか。そういうことを思いまして、この臨時行政改革推進審議会の答申に従いまして仕事を始めたところでござります。

総体申しまして、橋本委員の言われますこと、やはりむだな投資というのはむだでございます。そういう意味では、この移転についてもそうでございますが、総理官邸の問題につきましても十分注意しながらやつてまいらなきやならぬと思います。

○高井和伸君 先ほど前半の部で、私は各省のお考えを聞きました。建設省、国土庁、あるいは最 高裁判所、内閣安全保障室、郵政省というところに聞きました。

その感想を述べますと、私が考へているのは首

都機能の立法、司法、行政というものをできるだけ拡散して、日本の今ある核、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、こういったところに拠点的に配置すべきだという基本的な発想のもとでいろいろお尋ねしましたところ、建設省は国民的合意が必要だし機能によりけりというようなことで、基本的には機能面を重視して首都機能をどこか一ヵ所へばんと持つていいことは考えるけれども分散することは余り考えておられませんでした。私の要約ですから必ずしも正確じゃないかもしれません。

国土庁も同じように、行政の中核機能は機能的に言って近接立地が望ましい、近いところへ置いたと、こういう御意見でございます。さらに、内閣の危機管理を担当なさっている安全保全室、私に言わせればこの震が関と永田町とこちら辺が一挙に壊滅しちゃつたら日本がいかれてしまふんじゃないか、こう思うにもかかわらず、室長さんは、行政の一体性、効果的な効率性からいったら余り離れてちゃいけない、こうおっしゃいました。最高裁は、高度に行政の問題であって私ども言うのは差し控える、こういうようなことでございました。郵政省は一生懸命これから基盤整備をやる、こういう話でございました。

そこで私が感するのは、特に土地の、住宅地の高騰というもので国民の意欲が減殺されている。国家としては望ましいかもしませんけれども、サラリーマンのレベルから発想した場合、非常に東京というのは過酷な条件で生きなきゃならない。とて、よそのところへ行くと過疎である、なかなかおもしろくない、というようなことです。自分の生活設計も自分の賃金で何年分で、五年の年収で買えるものがどのぐらいかということ、せんだって総理は、一時間半の通勤圏で、マンショングで九十平米ぐらいといふようなことをおっしゃられましたけれども、そういうことをさらに立体制的に解消していく上では、私はもう基礎整備がかなり進んでいるところへ首都機能を分散するべきだ、こういう立論をしながらお尋ねしてきたわ

特に国会においても、衆議院と参議院は分かれ置いていい。ドイツの例で言えばポンとベルリンに分かれてもいいと。そういうような側面を大膽に打ち出すべきじゃなかろうか。そういう中で、間もなく成立するであろう大阪湾ペイエリアの発想においても、そこは関西国際新空港を中心いろいろ都市機能を充実しよう、世界都市機能を持とう、アジアへの窓口にしよう、こういうわけで近畿圏がみんな団結してなさっています。あそこへあえて言えば参議院をばんと持つていけば非常に迫力のある関西圏ができるんじゃなかろうか。他方、今中部も関西圏のまねをしまして、中部新国際空港というのを一生懸命やろうとして、衆議院を持つていけばいいんじやなかろうか。そういうようなことをして多種分散の本当の核を、行政の中核を持つていったらいいんじやなかろうか。

そういうときに、総理が国際体験豊富なところからいえば、諸外国の危機管理というのはなるべく都市機能を分散して置いている。先ほどはオランダを述べましたけれども、ハーベとアムステルダムとロッテルダム、それぞれ機能分散させて、危機管理の面からいって。サラリーマンの世界で夢のある、自分の住宅地が一時間ぐらいのところで百坪ぐらいの土地に木造の家が建つと、庭のある家が建てるといふようなことをやるためには、かなりそいつの面でやらないと、小さなレベルのプロジェクトじゃとても間に合わない。

そういうことを私は思いながら先ほど聞きましたところ、非常に保守的な発想で、効率面のことをおっしゃられます。横の橋本理事事が先ほど質問もありましたけれども、トータル的に見たら国民のためになるんじやなかろうか。東京の二の舞になるというような発想の言葉が出ております。特に今の国会や首都機能を一ヵ所へ、例えば山梨の方

へ持つていいだとか諭訪湖の辺へ持つていいだとか、それはそれなりにいいとしても、非常に社会基盤が不足しているんだろうと私は思うんですね。

そういったときに、多極分散は私が先ほど挙げた程度のところへ持つていかないことには始末がおかれないんじやなからうか、間に合わないんじやなかろうか、そして基礎的な体力がないんじやなかろうか、それ以外のところでは。そう思いながら、今、日本の行政の責任者として総理は過去いろいろな体験を踏んまえて、都市機能、首都機能としての多極分散というものについての私が述べたような立論についてどうお思いでしようか、お尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 冒頭に札幌から福岡までの幾つかの都市をお挙げになりました。これは、全国総合開発計画ではいわゆるその地域の中核管理機能を持つ都市として育成するということが伝統的に考えられてまいりました。何度か全国総合開発計画は書き直されましたが、その考えは変わっておりませんで、それを達成するために一つ必要なものは交通である。新幹線というようなものはそれでございますが、それから通信であるということで伝統的に考えられてきて、これらの町がかなりのその地域の管理機能を持つに至っておりますことは御指摘のとおりです。

それで、さらにそれらの都市に管理機能を増大させるためには、今高井委員の言われますようなところまでいくとすれば、やはりもう少し規制緩和が進まないといけないと思います。中央がいろいろなことを規制する、この度合いが高ければ高いほど中央の管理機能というのは高くならざるを得ませんが、もう少しそれを緩和するということが第一に必要であるし、それからまた、先ほどからお話をあります地方に対する分権も必要だと思います。

我が國の場合、まだそれが理想的にやっておりませんから、それらの都市の持つ中枢管理機能というのが弱い。どうしても東京でないと安心できませんが、それでもそれを緩和するということが



経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神

的充足を求める気運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時ににおける危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の一化等の問題が生じるに至っている。これららの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな構造となつていて

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多種分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要である。ここに、国会等の移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行なうことを明らかにし、そのための国務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

（国の責務）  
第一条 国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中核的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具體化に向けて積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（国会等の移転に関する特別委員会会議録第二号 平成四年十二月八日）

討を行なう責務を有する。

（定義）

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第一項に規定する多極分散型国土をいう。

第三条 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する多極分散型国土をいう。

第四条 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行財政の改革的確に関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとする。

第六条 経済及び文化における国際的中核機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先（以下「移転先」という。）の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

ここに、国会等の移転を目指して、その具體化のために積極的な検討を行なうことを明らかにし、そのための国務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

## 第二章 検討指針

第十一條 地震等の大規模災害に対処する上での緊急性、東京都の災害対策の充実等に配慮するものとする。

（国会等移転調査会の設置）

第十二条 総理府に、国会等移転調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第三章 国会等移転調査会

第四章 調査会は、国会等の移転に関する事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

第五章 調査会は、国会等の移転に関する基本的事項に關する事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

第六章 調査会は、前項の調査審議を行うに當たっては、行財政の改革の推進との関連に留意しなければならない。

第七章 調査会は、内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

第八章 調査会は、委員三十二人以内で組織する。

第九章 調査会は、委員は、内閣総理大臣が任命する。

第十章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十一章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十二章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十三章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十四章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十五章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十六章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十七章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十八章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第十九章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

第二十章 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第十六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員は、内閣総理大臣が任命する。

（幹事）

第十七条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（協力依頼等）

第十八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関に対しても資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、公聴会を開くことができる。

3 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

4 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

5 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

6 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

7 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

8 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

9 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

10 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

11 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

12 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

13 調査会は、内閣総理大臣が任命する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

平成四年十二月二十一日印刷

平成四年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C